

作成日 2015 年 12 月 20 日
改訂日 2020 年 11 月 20 日

安全データシート

1、製品及び会社情報

製品名	クイックボンド V
会社名	株式会社 関西ポリマー研究所
住所	京都府宇治市槇島町 18-20
TEL	(0774) 22-8613
FAX	(0774) 23-8580
緊急連絡先	同上
推奨用途及び使用上制限	プラスチック類、金属類、ゴム類及び木材類の接着用 (難接着材の PE,PP,シリコンには前処理が必要)

2、危険有害性の要約

GHS 分類	引火性液体	区分 4
物理化学的危険性	急性毒性 (経口)	区分外
健康に対する有害性	急性毒性 (経皮)	区分外
	目に対する重篤な損傷	
	眼刺激性	区分 2B
	皮膚感作性	区分 1
	標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)

※上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

絵表示又はシンボル



注意喚起語

警告

危険有害性情報

可燃性液体、
皮膚刺激
強い眼刺激、
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ、
呼吸器への刺激のおそれ、

注意書き

【安全対策】

- ・ ご使用前に製品安全データシート (MSDS) を参照すること
- ・ 適切な保護眼鏡、保護手袋、防毒マスクを着用すること。
- ・ 熱、火薬、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・ 蒸気の吸入を避けること
- ・ 取り扱い作業場には局所排気装置を設け、作業は換気の良い場所で行うこと。
- ・ 適切な保護眼鏡、保護手袋、防毒マスクを着用すること。
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。

【救急処置】

- ・眼に入った場合：大量の水で洗い流し、直ちに眼科医の手当を受けること。
- ・皮膚に付着した場合は大量の水と石鹼で洗い流すこと。
- ・皮膚刺激、発疹が生じた場合は直ちに医師の手当てを受けること。
- ・吸入した場合は空気の新鮮な場所に移し、安静にする。ひどい場合は直ちに医師の手当を受けること。
- ・火災の場合：粉末、炭酸ガス等の消火器を用いて可能な限り風上から消火すること。

【保管】

- ・保管は容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物及び容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3、組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

シアノアクリレート系接着剤

	CAS 番号	官報公示整理番号 化審法・労安法	含有量 (wt%)
エチル 2-シアノアクリレート	7085—85—0	2—2789	85 以上
PMMA・添加物	非公開	非公開	15 以下

登録情報

TSCA 登録の有無

あり (エチル 2-シアノアクリレート)

EINECS NO.

2303915 (エチル 2-シアノアクリレート)

4、応急処置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で急速させること。
気分が悪いときは医師を呼ぶこと。

皮膚に付着した場合

無理にはがさず、多量の水と石鹼で洗うかもしくはぬるま湯でもみほぐしながらゆっくりはがす
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。

眼に入った場合

気分が悪いときは医師を呼ぶこと。
付着した衣類は慎重にすべて脱ぐこと。
水で数分間、注意深く洗うこと
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合ははずすこと。洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
直ちに医師の手当てを受ける。

5、火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤

特になし

特有の危険有害性

火災によって刺激性、腐食性、毒性のガスを発生させるおそれがある。

特有の消火方法

上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。

消火を行う者の保護

適切な保護具（空気呼吸器、化学用保護具、保護メガネ、防毒マスク）を着用して消火作業を行う。

6、漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業者は適切な保護具（8、暴露防止及び保護措置の項参照）を必ず着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

環境に対する注意事項

流出防止を図り、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化方法

少量の場合、ポリ手袋を着用し、布やちり紙などで素早く少量ずつ拭き取る。一度に多量拭き取ると急速に反応して熱、ガスが発生する可能性があるので注意する。拭き取ったものは直ちに密閉できる容器等に回収する。

7、取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

〔8、暴露防止及び保護措置〕に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

〔8、暴露防止及び保護措置〕に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取り扱い注意事項

火気厳禁とする。

眼、皮膚との接触を避けること。

接触、吸入または飲み込んではいない。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取り扱い後はよく手を洗うこと。

容器の栓は必要な時のみ開栓し、常時密閉しておく。

保管

保管条件

火気厳禁。

容器は直射日光や火気を避けること。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

その他、消防法、労働安全衛生法など法令に従う。

容器包装材料

製品用に安全性が認められた容器を使用する。

8、暴露防止及び保護措置

設備対策

室内作業場での使用の場合は発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。取扱場所の近くに安全シャワー、手洗い洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

管理濃度

設定されていない。

許容濃度

ACGIH（2019年度版）

TLV 0.2ppm（エチルシアノアクリレート）

日本産業衛生学会（2019年度版）

設定されていない。

保護具

呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用すること。

手の保護具

保護手袋（ポリエチレン製）を着用すること。

目の保護具

取り扱いには保護眼鏡を着用すること。（ゴーグル型保護眼鏡）

衛生対策

保護具は定期的に点検する。取り扱い後はよく手を洗うこと。

9、物理的及び化学的性質

物理的状态

形状	液体
色	無色透明
臭い	刺激臭
融点・凝固点	-29.6℃
沸点	185℃以上 (54～56℃/3 mm Hg)
引火点	75℃
爆発範囲	下限 1.7vol%
自然発火点	485℃
比重	1.0～1.1
蒸気圧	1Pa 以下(20℃)
溶解度	水に不溶。アセトンに可溶
オクタノール/水分配係数	データなし
pH	データなし

10、安定性及び反応性

安定性

通常の条件（取扱い・貯蔵）においては安定である。

危険有害反応可能性

水、塩基性物質等との接触や混入あるいは高温、高湿、直射日光により発熱を伴う硬化反応を起こすことがある。

避けるべき条件

高温、高湿、直射日光および混触危険物質との接触。

混食危険物質

酸、アルカリ、過酸化物、還元剤

危険有害な分解性生物

知見無し

11、有害性情報

《エチルシアノアクリレート》

急性毒性（経口）

ラット LD50 >5000mg/kg により区分外

急性毒性（経皮）

ウサギ 2000 mg/kg で死亡報告がない

急性毒性（吸入）

データなし

眼に対する重篤な損傷制・刺激性

ウサギの眼において3日で回復する軽度の刺激性報告あり。区分 2B

皮膚感作性

ヒトについては皮膚で2件の症例の報告あり 区分 1

標的臓器/全身毒性（単回暴露）

ラットの吸入暴露による気道刺激性の報告あり 区分 3

標的臓器/全身毒性（反復暴露）

データなし

12、環境影響情報

生態毒性

データなし

残留性／分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

13、廃棄上の注意

残余廃棄物

「7、取扱い及び保管上の注意」の項の記載による取扱いの他、引火性液体に関する一般的な注意事項に従うこと。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

廃棄にかんしては残余廃棄物同様関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

1 4、輸送上の注意

国内規制
陸上規制情報
容器表示
海上規制情報
航空規制情報

消防法の規定に従う。

第4類第3石油類 危険等級Ⅲ 数量 火気厳禁

消防法、船舶安全法の規定に従う。

消防法、航空規制法に従う。

安全対策

「7、取扱い及び保管上の注意」の項の記載による取扱いの他、引火性液体に関する一般的な注意事項に従うこと。

容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないに運搬する。また運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように確実に積載すること。運搬中に中身が著しく漏れる等の災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

1 5、適用法令

労働安全衛生法

危険物・引火性のもの

法第57条の2、施行令第18条

名称を表示すべき危険物及び有害物（エチル 2-シアノアクリレート）

法第57条の2、施行令第18条の2

名称を通知すべき危険物及び有害物（エチル 2-シアノアクリレート）

消防法

危険物第4類第3石油類 危険等級Ⅲ（法第2条第7項）

PRTR 法

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

1 6、その他の情報

引用文献

製品評価技術基盤機構 情報提供システム

GHS 対応ガイドライン

職場の安全サイト

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意して下さい

ここに記載する情報は、現時点で入手できた出版物にある情報や公開データ（原料 SDS）に従ったものですが、いかなる保証をなすものではありません。また本安全データシート中の注意事項は通常の手扱いを対象にしたものであって、製品使用者が特殊な取扱いをされる場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。この情報は新しい知見及び試験などにより改正されることがあります。